

マイナンバー(共通番号)違憲訴訟@神奈川



意見交換会

スピーカー

★小賀坂徹弁護士 「控訴審における私たちの狙い・仙台違憲訴訟控訴審判決」

★宮崎俊郎さん(原告)「デジタル監視法成立下のマイナンバー制度の変質」

★小林展大弁護士 「控訴審における重要課題(違法再委託問題の総括)」

*お話を聞いた後、質疑・討論で活発に行いましょう。



◆ 2021年 6月3日 (木)

18:00~19:30

◆ かながわ労働プラザ 第5.6.7会議室

◆ ライブ中継を行います。

◎視聴方法は以下のサイトでご確認ください。

<https://nomynumber-kanagawa.blogspot.com/>

<https://twitter.com/NOMYNUMBER>



*コロナ感染対策としてマスク、またはそれに代わるものの着用をお願いいたします。



5月12日にデジタル改革関連法が成立してしまいました。デジタル化の基盤システムとしてマイナンバーを活用するための法改正が行われ、「税と社会保障、災害」対策が目的だったマイナンバー制度は姿・形をかえてさらに大きく変貌していきそうです。マイナンバーであらゆる個人情報を「紐づけ」し一元管理できるようにするなど、マイナンバー制は事実上の国民総背番号制と化してしまいます。



プライバシーの侵害、情報漏えいへの危険は計り知れなく、これまでも年金情報の再委託や近々では保険証利用のための加入者データ入力ミスなど多数の事件・事故がおきています。

プライバシーは守られるのか、不安は増します。本人の同意なく収集・保管・利用・提供されることへの自己情報コントロール権を問う違憲訴訟はますます重要なたたかひになっています。

「自己情報コントロール権」を人権として認めさせる判決を勝ち取るために、訴訟に繋げていけるようにみなさんと意見交換したいと思います。

連絡先：マイナンバー(共通番号)違憲訴訟神奈川 原告団・弁護士団

080-5052-0270 (宮崎)

<https://nomynumber-kanagawa.blogspot.jp/>

マイナンバー(共通番号)違憲訴訟 @ 神奈川

控訴審第2回期日のご案内



★2021年7月2日(金) 11時開廷

★東京高等裁判所 1階101号法廷

★集合：10時30分 (傍聴抽選整理券交付があります)
30分までにお集まりください

★報告集会(会場はまだ決まっていますが、報告会は行います。)

*東京高等裁判所

東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線

「霞ヶ関駅」A1出口徒歩1分

東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口徒歩約3分



傍聴支援のお願い

◆第1回口頭弁論報告 (2021年3月8日)

*小賀坂弁護士

本訴訟は現代社会におけるプライバシー権とは何か、どのように保障するのか、それが問われている。自己情報コントロール権は学説で常識として理解されているのにそれを今だに認めない裁判所に現代に通用する憲法解釈を求めていく。

*永田弁護士

自己情報コントロール権は、個人情報の収集利用について同意権を行使することでプライバシーを保護する権利を指す。現代の高度な情報処理技術においてはデジタルデータ化された情報はいつまでも残り本人の知らないところで利用される危険がある。現代的危険性に対して国際的には自己決定・同意が前提となり、EU一般データ保護規則(GDPR)が定められている。本訴訟では情報連携(データマッチング)のプライバシー権侵害性について判断する必要がある。プライバシー権への現代の在り方を示すことが司法権の責務であることを考慮して望んでほしい。

*原告：宮崎俊郎さん

政府のデジタル化政策によりマイナンバー制は拡大というレベルを越え再構築とよべるような変貌を遂げ、個人情報を一元管理する国民総背番号制へと向かっている。同意に基づく場合に限り利用を認めることができる権利を有することが現代の情報化社会において大切な権利だ。司法は市民の疑念に真摯に答えていく説明責任があるので、丁寧に検討することを要望する。

*原告：藤田さん(小児科医)

3月からオンライン資格確認の運用が始まるに際し、国はマイナンバーカードが保険証として使えるようになるとマイナンバーカードの取得勧奨を強めているが、カードがなくてもオンライン資格確認は可能である。カードを使うことで紛失などが拡大していく恐れがある。マイナンバー制度の運用に医療が利用されようとしていることに医師として怒りを覚える。一日も早く廃止してほしいと思う。

◆マイナンバー(共通番号)違憲訴訟とは？

本人同意のない個人情報の収集・利用は憲法13条が保証するプライバシー権の侵害にあたるとして、2016年3月24日、国を相手に201人で提訴しました。9月2次提訴1で9人、2017年12月3次提訴で10人が加わり総勢230人の大原告団です。2019年9月26日の不当判決を受け控訴しました。

◆私たちが求めているのは

- (1) 制度運用の差し止め (番号の収集・利用・提供・保存)
- (2) 個人番号の削除
- (3) 損害賠償 (一人あたり11万円)



連絡先: マイナンバー(共通番号) 違憲訴訟神奈川 原告団・弁護士

080-5052-0270(宮崎)

<http://nomynumber-kanagawa.blogspot.jp/>